

川崎市上下水道局サービス相談員制度運営要綱

(平成10年10月30日10川水総職第469号)

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市上下水道局企業職員サービス規程（平成10年水道局規程第15号。以下「サービス規程」という。）第9条第2項の規定に基づき、サービス相談員の種別、職務等について定めることを目的とする。

(サービス相談員の種別)

第2条 上下水道局（以下「局」という。）に置くサービス相談員は、総括サービス相談員及びサービス相談員とする。

2 総括サービス相談員は上下水道事業管理者をもって充てる。

3 サービス相談員は、庶務課長及び庶務課担当課長〔サービス規律・内部監察〕をもって充てる。

(総括サービス相談員及びサービス相談員の職務)

第3条 総括サービス相談員は、サービス規程の遵守及びサービス規律の確保を徹底するため、局のサービスに関する事項を総括するとともに、サービス相談員と緊密な連携を図り、必要に応じてサービス相談員に助言又は指示を与えるものとする。

2 サービス相談員は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) サービスに関する職員からの相談に応じ、必要な助言又は指示を与えること。

(2) サービス規程第7条第3項に規定する届出を受理し、了承又は必要な指示を与えること。

(3) 総括サービス相談員に職員のサービスに関する事項を報告すること。

(4) 川崎市上下水道局職員不祥事防止委員会、管理職会議等においてサービスに関する情報提供又は注意喚起を行うこと。

(5) サービス規程第7条第1項各号に規定する事項について、職員からの報告

等に基づき、関係業者等に必要な注意を与えること。

(6) その他服務規律を確保するための必要な措置を行うこと。

3 総括服務相談員及び服務相談員は、その職務の遂行に当たっては公正を旨とするとともに、職員のプライバシーの保護に十分配慮しなければならない。

(その他必要事項)

第4条 この要綱に定めるもののほか、服務相談員制度の運営に関し必要な事項は、総括服務相談員が定める。

附 則

この要綱は、平成10年11月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日18川水総職第995号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日21川水総総第2010号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日22川水総職第1273号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日4川上総庶第1569号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。